

生産緑地買取申出について

1. 買取申出の様式について

- (1) 買取申出は、別紙「生産緑地買取申出書」及び下表の添付書類（各 1 部）によって行って下さい。
- (2) 申出者が多数の場合は、別紙に自署又は記名押印し、申出書の裏に貼りつけ、割印して下さい。その他、申出書に書き切れない場合も同様です。
- (3) 添付書類について

ア 主たる従事者の死亡または故障の場合

添 付 書 類	内 容
農業の主たる従業者証明	生産緑地に係る農業の主たる従業者についての証明書 ※寝屋川市農業委員会発行のもの
住民票（除票）	住民票（除票）がなければ、戸籍謄本 ※主たる従業者が死亡の場合
医師の診断書や院長の証明書等	農林漁業の継続が事実上不可能である旨が明記されているもの ※主たる従業者が故障の場合
位 置 図	縮尺 2, 500 分の 1 程度の地図（都市一課窓口にて販売しています） ※申出地を朱線で囲んで下さい。
土地登記簿謄本（※ 1）	3 か月以内の全部事項証明書
権利消滅に関する同意書	当該生産緑地に係る権利を、買い取る旨の通知の発送を条件として、消滅させる旨の権利者の同意書
実 測 図	測量士又は土地家屋調査士による実測証明がなされている実測図（写しで可） ※申出書に実測面積の記載がある場合に必要
建築物、工作物がある場合	建物登記簿謄本（3 か月以内のもの） 建物配置図、平面図、設計図など
委 任 状	申出手続きを委任する場合に必要
主たる従事者変更届	生産緑地の一部を買取申出する場合に必要 ※買取申出を行わない生産緑地の主たる従事者を変更する。
誓 約 書	当該生産緑地が相続税の納税猶予の適用を受けている場合に必要

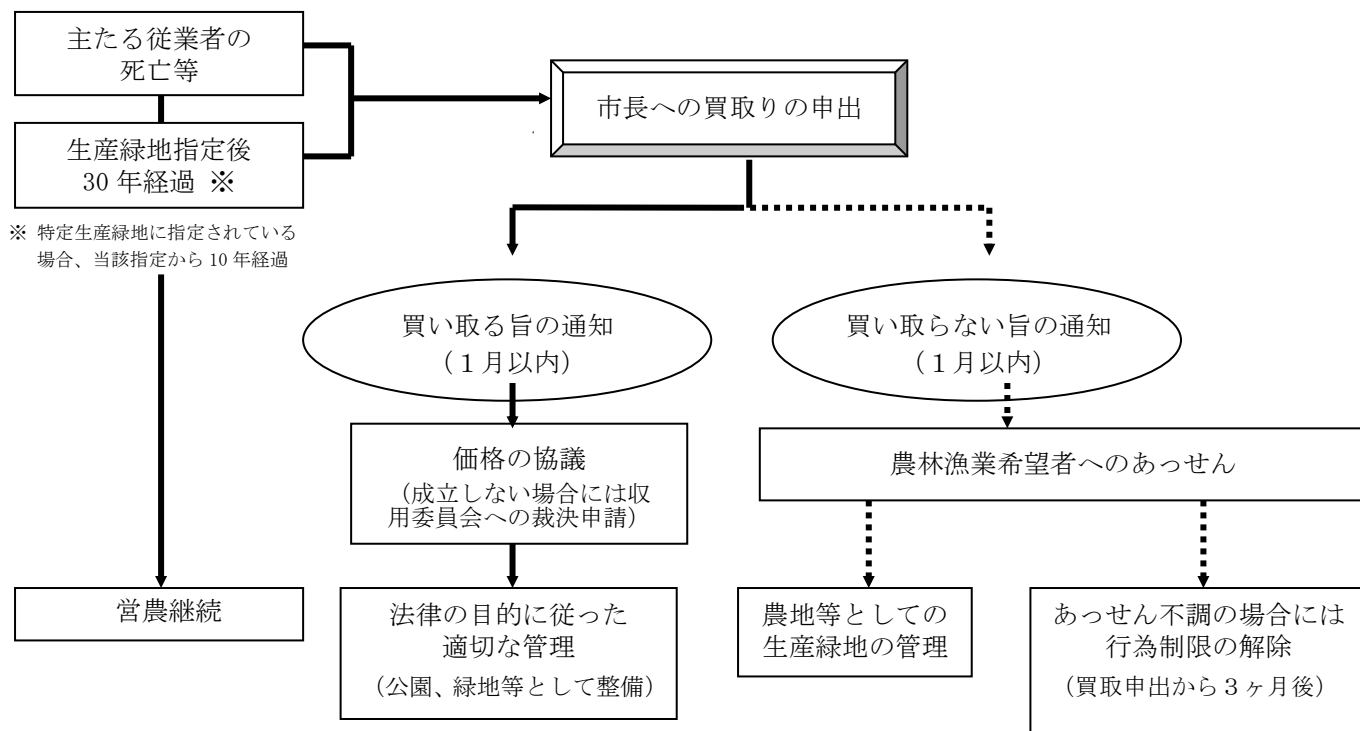
イ 生産緑地指定後 30 年経過の場合

※ 特定生産緑地に指定されている場合、当該指定から 10 年経過

添 付 書 類	内 容
位 置 図	縮尺 2, 500 分の 1 程度の地図（2 軸化事業本部窓口にて販売しています） ※申出地を朱線で囲んで下さい。
土地登記簿謄本（※ 1）	3 か月以内の全部事項証明書
権利消滅に関する同意書	当該生産緑地に係る権利を、買い取る旨の通知の発送を条件として、消滅させる旨の権利者の同意書
実 測 図	測量士又は土地家屋調査士による実測証明がなされている実測図（写しで可） ※申出書に実測面積の記載がある場合に必要
建築物、工作物がある場合	建物登記簿謄本（3 か月以内のもの） 建物配置図、平面図、設計図など
委 任 状	申出手続きを委任する場合に必要
誓 約 書	当該生産緑地が相続税の納税猶予の適用を受けている場合に必要

※ 1 土地登記簿謄本に「大字」等の旧住所が表記されている場合は、住居表示変更証明書を添付してください。転居されている場合は、住所の沿革がわかる書類を添付してください（前住所入りの住民票、戸籍の附票等）。

2. 買取申出の流れ（フロー図）



3. 申出に関するお問い合わせ先

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号
寝屋川市 都市デザイン部 都市一課
TEL 072-824-1181（代表）

- ・買取申出手続きの際には、窓口にて事前相談をお願いします。
- ・主たる従事者及び個別の筆の都市計画決定日の確認等に関するお問い合わせは、所有者の方からお問い合わせをしていただくようお願いします。
代理人の方の場合、委任状を窓口まで持参の上、お問い合わせしていただくようお願いします。
- ・別紙「生産緑地買取申出書」は、本市ホームページ「都市一課」からも検索していただけます。